

## 田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、田川市男女共同参画推進条例（平成16年条例第20号）第8条第1項に規定する基本的な計画である田川市男女共同参画プランの理念に基づき、全ての市民が互いにその人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしく生きることができる社会の実現に向け、パートナーシップ及びファミリーシップ（以下「パートナーシップ等」という。）の宣誓に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性自認 自己の性についての認識をいう。
- (2) 性的指向 恋愛及び性愛がどのような対象に向かうかを示す概念をいう。
- (3) パートナーシップ 一方又は双方が次のいずれかに掲げる者であり、かつ、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した2人の者の関係をいう。  
ア 性自認が戸籍上の性別と異なる者  
イ 性的指向が典型的でない者
- (4) ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は双方の子（養子を含む。）を含めた近親者その他市長が認める者を家族として、日常の生活において相互に協力し合うことを約した当事者間の関係をいう。
- (5) 宣誓 2人の者がパートナーシップ又はファミリーシップにあることを誓い、市長に対してこれを表明することをいう。

### (宣誓の対象者の要件)

第3条 パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓をすることができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする（外国籍の者を含む。）。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者を有さず、かつ、宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 民法第734条又は第735条に規定する婚姻をすることができないとされている

者同士の関係にないこと。

(5) ファミリーシップの対象者がいる場合は、その者と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、ファミリーシップの対象者が15歳以上のときは、その者に係る田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する同意書(様式第2号)を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事情により自ら記入することができないときは、代理の者に記入させることができる。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。市内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類)

(2) 戸籍抄本の写し、戸籍個人事項証明書又は独身証明書(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)その他現に婚姻をしていないことを証明する書類(当該宣誓をしようとする者が外国籍であるときは、次のア又はイに掲げる書類)

ア 外国の官憲(在日本大使館等をいう。)の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文(翻訳した者(当該宣誓をしようとする者が翻訳した場合にあつては、当該宣誓をしようとする者)の氏名を記入したものに限る。)

イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書

(3) ファミリーシップの宣誓をしようとする者にあつては、ファミリーシップの対象者がパートナーシップにある者又はパートナーシップの宣誓をしようとする者の近親者であることを証明する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号の規定により、市内への転入を予定している事実が確認できる書類を提出した者は、宣誓をした日から3か月以内に、本市に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の手続において、市長は、当該宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 在留カード
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、宣誓しようとする者の顔写真が貼り付けされたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書、田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第3号。以下「受領証」という。）及び田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード（様式第4号。以下「受領カード」という。）において、戸籍（外国籍の者にあつては、前条第3項各号の規定により当該者が本人であることを確認した書類）に記載された氏名に代えて通称名（戸籍に記載された氏名以外の呼称であつて、社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができる。

(受領証の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者の双方に対して、受領証及び受領カード（以下「受領証等」と総称する。）を交付するものとする。

(受領証の再交付)

第7条 宣誓者は、前条又は第12条第1項の規定により交付を受けた受領証等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、再交付の理由が毀損又は汚損であるときは、宣誓者は、毀損し、又は汚損した受領証等を返還しなければならない。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定による再交付について準用する。

(宣誓内容の変更)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、田川市パートナーシップ・フ

ファミリーシップ宣誓内容変更届（様式第6号。以下「内容変更届」という。）に受領証等及び変更内容が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、ファミリーシップ対象者が15歳以上のときは、その者に係る田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する同意書を添付しなければならない。

- (1) 宣誓者に氏名の変更があったとき。
- (2) 宣誓者が、市内に転入し、又は市内で転居したとき。
- (3) ファミリーシップ対象者の追加又は削除をするとき。

2 第4条第3項の規定は、前項の書類の提出について準用する。

3 市長は、第1項の規定により内容変更届の提出を受けたときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、受領証等を再交付するものとする。

（受領証等の返還）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号。以下「返還届」という。）を提出し、受領証等を市長に返還しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 宣誓者の一方が死亡した場合
- (3) 宣誓者の双方が市外に転出する場合（第11条第1項の規定による手続を行う場合及び第12条に規定する連携自治体に転出する場合を除く。）
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となった場合
- (5) 第7条第1項の規定により紛失した受領証等の再交付を受けた者が、再交付前の受領証等を発見した場合

（無効となる宣誓）

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

- (1) 宣誓者のいずれかにパートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条各号に掲げる宣誓の要件を満たさないこととなったとき。
- (4) 第4条第2項に規定する書類の提出をしないとき。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により無効とした受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

3 市長は、第1項の規定により宣誓を無効としたときは、宣誓者に対し、その旨を通知し、受領証等の返還を求めるものとする。

(自治体間での相互利用)

第11条 宣誓者が、パートナーシップ等宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体に転出する場合であって、田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書(様式第8号)を提出したときは、転出後においても、継続して本市が交付した受領証等を使用することができる。

2 本市と協定を締結している自治体から本市に転入した者は、当該自治体が交付した受領証等(当該自治体において継続使用の手続がされたものに限る。)を、本市において継続して使用することができる。

3 前項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第9条第1号及び第2号に該当したとき、又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出したときは、当該受領証等を返還しなければならない。

4 第2項の規定により継続して使用している受領証等の再交付及び宣誓内容の変更については、それぞれ第7条及び第8条の規定を準用する。

(継続申告による受領証の交付)

第12条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約(以下「規約」という。)第4条に規定する構成自治体(以下「連携自治体」という。)においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付を受けている者が、転入(転入を予定している場合を含む。)後も引き続きパートナーシップを継続するときは、第4条及び第6条の規定にかかわらず、次項に定めるところにより、受領証等の交付を受けることができる。

2 前項の規定により、受領証等の交付を受けようとする者(以下「継続申告者」という。)は、その双方がパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書(様式第9号)(以下「申告書」という。)を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により自ら記入することができないときは、代理の者に記入させることができる。

(1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証等

(2) 住民票の写し(市内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類)

3 市長は、前項の規定による書類の提出があった場合、継続申告者双方の同意を得られた場合のみその旨を転出地である連携自治体に通知するものとする。

4 継続申告者は、申告書を提出する時に、その双方が本人であることを明らかにするため、第4条第3項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(遵守事項)

第13条 市長は、第3条第1号に規定する要件を確認する場合を除き、この告示に基づく宣誓及び受領証等の取扱いに関し、性自認又は性的指向を明らかにするよう宣誓者に求めてはならない。

2 市長は、宣誓を受け、又は受領証等を取り扱うに当たって知り得た情報については、この告示の趣旨を尊重するとともに、当事者に十分に配慮し、適切に取り扱わなければならない。

(市民及び事業者への周知)

第14条 市長は、市民及び事業者がこの告示の規定に基づいて行われた宣誓の趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適切に対応できるよう周知啓発に努めるものとする。

(宣誓書の保存期間)

第15条 市長は、宣誓者に係るパートナーシップ等の宣誓が継続する限り、宣誓書を保存するものとする。ただし、第9条の規定により返還届が提出された場合、又は宣誓者の双方が宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄することができる。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月15日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年11月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

私たちは、田川市パートナーシップ・ファミリーシップの取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、

（パートナーシップ ・ パートナーシップ及びファミリーシップ）にあることを宣誓し、署名します。

年 月 日

【パートナーシップ宣誓者】

氏名又は 通称名	フリガナ -----	フリガナ -----
生年月日		
住所		
電話番号		

【ファミリーシップ対象者】

氏名	フリガナ -----	フリガナ -----
生年月日		
氏名	フリガナ -----	フリガナ -----
生年月日		

【代筆者】

氏名	フリガナ -----	フリガナ -----
住所		

※ 宣誓者の欄は、自署してください。ただし、やむを得ない事情がある場合は、代筆が可能です。その際は、代筆者の氏名及び住所を記入してください。

※ 生計を同一とするファミリーシップ対象者がいる場合は、氏名を記載することができません。15歳以上の場合は、田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する同意書（様式第2号）を添付してください。

(裏)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する確認書

私たちは、田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づく宣誓を行うに当たって、次の表の確認事項の内容が事実と相違ないことを確認するとともに、同要綱の規定を遵守することを誓います。

要綱の規定	確認事項	
	項目	確認欄（該当する□に「レ」）
(関係性) 第2条第1号	一方又は双方が、性自認又は性的指向が典型的とされていない者であって、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係である。	<input type="checkbox"/> 該当します。 <input type="checkbox"/> 該当しません。
(関係性) 第2条第2号 第3条第5号	パートナーシップにある者の一方又は双方の子を含めた近親者その他市長が認める者であって、生計が同一のものを家族として相互に協力し合うことを約した当事者間の関係である。	<input type="checkbox"/> 該当します。 <input type="checkbox"/> 該当しません。
(年齢要件) 第3条第1号	宣誓当日において、双方が民法に規定する成年に達している。	<input type="checkbox"/> 該当します。 <input type="checkbox"/> 該当しません。
(住所要件) 第3条第2号	ア 双方が市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/> 該当します。 <input type="checkbox"/> 該当しません。
	イ 一方が市内に住所を有し、かつ、もう一方が市内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> 該当します。 (該当者名： ) (予定日： 年 月 日)
	ウ 双方が市内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> 該当します。 (該当者名： ) (予定日： 年 月 日) (該当者名： ) (予定日： 年 月 日)
(独身要件) 第3条第3号	双方が配偶者を有さず、かつ、宣誓者以外の者といかなるパートナーシップの関係がない。	<input type="checkbox"/> 該当します。 <input type="checkbox"/> 該当しません。
(近親者要件) 第3条第4号	宣誓をしようとする者同士が民法の規定により、婚姻することができないとされているものでない。	<input type="checkbox"/> 該当します。 <input type="checkbox"/> 該当しません。
(通称名の使用) 第5条	戸籍（外国籍の者にあつては、第4条第3項各号の規定により当該者が本人であることを確認する書類）に記載された氏名に代えて通称名を使用する。	<input type="checkbox"/> 該当します。 (戸籍等上の氏名： ) (戸籍等上の氏名： )

様式第2号（第4条、第8条関係）

田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する同意書

私（私たち）は、 \_\_\_\_\_ と \_\_\_\_\_ が

パートナーシップ・ファミリーシップを宣誓するに当たり、田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及び田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カードに私（私たち）の氏名を記載することに同意します。

田川市パートナーシップ・ファミリーシップ記載内容変更届を提出することに同意します。

氏名	フリガナ	フリガナ
	-----	-----
生年月日		
宣誓者との 続柄		
氏名	フリガナ	フリガナ
	-----	-----
生年月日		
宣誓者との 続柄		

田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

【パートナーシップ宣誓者】

（氏名又は通称名）

（氏名又は通称名）

様

様

（住所）

（住所）

（生年月日）

（生年月日）

【ファミリーシップ対象者】

（氏名）

（氏名）

様

様

（生年月日）

（生年月日）

田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づくパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓書を確かに受領しました。

田 川 市 長

公印

様式第4号（第6条関係）

（表）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード

田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づく宣誓書を確かに受領しました。

【第 号】

【宣誓日】 年 月 日

【パートナーシップ宣誓者】

（氏名又は通称名）

（氏名又は通称名）

様

様

（生年月日）

（生年月日）

田 川 市 長

公印

（裏）

この宣誓書受領カードを提示された方へ

このカードは、お互いを人生のパートナー及び家族として認め合い、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを証明するものです。このカードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

【ファミリーシップ対象者】

（氏名）

（氏名）

様

様

（生年月日）

（生年月日）

（注）

- 1 大きさは、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。
- 2 背景には、適宜意匠を加えるものとする。

様式第5号（第7条関係）

田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年 月 日付けで交付を受けた田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の再交付を受けたいので、田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定により申請します。

年 月 日

1 再交付を希望する理由（いずれかに○をしてください。）

- (1) 紛失
- (2) 毀損
- (3) 汚損

2 再交付を希望する書類（いずれかに○をしてください。）

- (1) 田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
- (2) 田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード

【パートナーシップ宣誓者】

氏名又は 通称名	フリガナ -----	フリガナ -----
生年月日		
住所		
電話番号		

【代筆者】

氏名	フリガナ -----
住所	

※ 宣誓者の欄は、自署してください。ただし、やむを得ない事情がある場合は、代筆が可能です。その際は、代筆者の氏名及び住所を記入してください。

様式第 6 号（第 8 条関係）

田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届

年 月 日付で交付を受けた田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の内容に変更が生じたため、田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第 8 条第 1 項の規定により届け出ます。

年 月 日

1 変更が生じた理由（いずれかに○をしてください。）

- (1) 宣誓者のいずれかに氏名の変更があったため。
- (2) 宣誓者の一方又は双方が、市内に転入し、又は市内で転居したため。
- (3) ファミリーシップ対象者の追加又は削除が生じたため。

【パートナーシップ宣誓者】

氏名又は 通称名	フリガナ	フリガナ
生年月日		
住所		
電話番号		

【ファミリーシップ対象者】

区分	<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除	<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除
氏名	フリガナ	フリガナ
住所		

【代筆者】

氏名	フリガナ
住所	

※ 宣誓者の欄は、自署してください。ただし、やむを得ない事情がある場合は、代筆が可能です。その際は、代筆者の氏名及び住所を記入してください。

※ ファミリーシップ対象者が 15 歳以上の場合は、田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する同意書（様式第 2 号）を添付してください。

様式第7号（第9条関係）

田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届

年 月 日付けで交付を受けた田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等を返還する事由が生じたため、田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により届け出ます。

年 月 日

1 返還事由（いずれかに○をしてください。）

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたため。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したため。
- (3) 宣誓者の双方が市外へ転出したため。

2 返還を希望する書類（いずれかに○をしてください。）

- (1) 田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
- (2) 田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード

【パートナーシップ宣誓者】

氏名又は 通称名	フリガナ -----	フリガナ -----
生年月日		
住所		
電話番号		

【代筆者】

氏名	フリガナ -----
住所	

※ 宣誓者の欄は、自署してください。ただし、やむを得ない事情がある場合は、代筆が可能です。その際は、代筆者の氏名及び住所を記入してください。

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書

年 月 日付で交付を受けた田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等を継続して使用したいので、田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第 1 1 条第 2 項の規定により届け出ます。

また、この申請手続の範囲内において、市が宣誓書等に記載した個人情報を他の自治体に提供することに同意します。

年 月 日

【パートナーシップ宣誓者】

氏名又は 通称名	フリガナ -----	フリガナ -----
生年月日		
転出元住所		
転出先住所		
電話番号		

【ファミリーシップ対象者】

氏名	フリガナ -----
住所	

【代筆者】

氏名	フリガナ -----
住所	

※ 宣誓者の欄は、自署してください。ただし、やむを得ない事情がある場合は、代筆が可能です。  
その際は、代筆者の氏名及び住所を記入してください。

様式第9号（第12条関係）

田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書

田川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第12条第2項の規定により、以下のとおり申告します。

- ・住所の異動前に市が連携する自治体において、パートナーシップ宣誓書受領証に類する書類の交付を受けたこと。
- ・互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合う関係を継続していること。

年 月 日

【パートナーシップ宣誓者】

氏名又は通称名	フリガナ	フリガナ
戸籍上の氏名 (通称名の場合)	フリガナ	フリガナ
生年月日		
転出元住所		
転入先住所		
	<input type="checkbox"/> 転入済 <input type="checkbox"/> 転入予定 (転入予定日： )	<input type="checkbox"/> 転入済 <input type="checkbox"/> 転入予定 (転入予定日： )
電話番号		
転出元自治体への通知	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
要件	<input type="checkbox"/> 一方又は双方が性的マイノリティである	
当初の宣誓日	<input type="checkbox"/> 裏面に記載を希望する ( 年 月 日 ) <input type="checkbox"/> 希望しない	

【自治体使用欄】

受理日 年 月 日

- 本人確認書類 ( 氏：運転免許証・個人番号カード・その他 )  
 ( 氏：運転免許証・個人番号カード・その他 )

継続申告の可否  可  否

転出地自治体への通知

通知する (通知日： 年 月 日)       通知しない

その他備考欄 ( )